

氏 名 山川 志典
 学位の種類 博士（学術）
 学位記番号 博甲第 8859 号
 学位授与年月 平成 30年 10月 31日
 学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
 審査研究科 人間総合科学研究科
 学位論文題目 文化遺産の保護における地域遺産制度の役割
**The Role of Preservation Systems for Local Heritage
 in the Preservation of Cultural Heritage**

主	査	筑波大学准教授	博士（農学）	伊藤 弘
副	査	筑波大学教授	博士（農学）	黒田乃生
副	査	筑波大学助教	博士（環境学）	武 正憲
副	査	首都大学東京准教授	博士（工学）	岡村 祐

論文の内容の要旨

山川志典 氏の学位論文は、文化遺産の保護における地域遺産制度の特徴と成果を明らかにしたものである。その要旨は以下のとおりである。

（目的）

近年、文化財保護においては、歴史まちづくり法や文化遺産総合活用推進事業、日本遺産などにみられるように、従来の行政による保存だけでなく住民も関わって保存と活用を図っていくことがうたわれている。また、「これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要」という認識のもと、文化財保護法が改正されている。守るべき未指定の文化財の抽出・選定や守り方には、文化財に近い存在である住民が関わっていくことが期待される。一方、景観計画の景観重要建造物や景観重要樹木も歴史的な遺産と呼べるものが指定されているが、住民参加を促すことが期待される景観協議会の実績は少ない。以上のように、文化遺産を守るに当たって、住民の関与を促す地域独自の取り組みを継続していくための仕組みを検討していく必要がある。

著者は、行政と住民によって構成される地域社会にとって身近である文化遺産を「地域遺産」として、その発見・保護に関する独自の制度である地域遺産制度の、取り組んでいる自治体の特徴・制度の特徴・制度の成果および制度の利用実態から、地域遺産制度の役割を明らかにし、今後の文化遺産保護のあり方を検討することを目的とし、研究を行っている。

(対象と方法)

本研究は地域遺産制度に取り組んでいる8自治体を対象とする。著者は、対象とする8自治体の社会的な特徴を人口およびその増減から把握するとともに、地域遺産制度に取り組むまでの文化財保護への取り組み(第2章)を踏まえ、各地域遺産制度の特徴を担当部局・計画での位置づけ・募集方法から(第3章)、その成果を認定された地域遺産および地域遺産と住民団体の関わり方から(第4章)把握した。さらに、地域遺産制度への取り組みが長く地域遺産の件数も多い岩手県遠野市を対象に、具体的な制度の利用実態および成果(第5章)から、地域遺産制度の文化遺産保護における役割と今後の課題を考察している(第6章)。

(結果)

第2章では、著者は地域遺産制度に取り組む8自治体の特徴について、人口規模および制度制定直前の人口増減、文化財保護に関する計画および文化財指定状況について、担当官へのアンケートやヒアリング、文献調査から整理している。太宰府市を除いて文化財保護に関する計画を策定している自治体はなく、また国指定文化財件数は多いといえなかった。また、多くの自治体は人口規模が小さくかつ人口は減少していた。

第3章では、著者は上記8自治体8件の地域遺産制度の内容および運営に関して把握し、その特徴を明らかにしている。対象とする全ての地域遺産制度では、地域遺産の独自の発見と地域住民の関与に取り組んでおり、担当部局は、大きく都市政策部局と文化財部局であった。都市政策部局は、地域遺産を景観条例や景観計画に組み込んでいる一方、文化財部局は、景観計画などの計画には組み込んでいない傾向がみられた。景観計画においては、地域遺産を景観重要建造物もしくは景観重要樹木にすることができるようになっており、景観計画への住民の意見を反映させるようになっていたものの、現時点では実績は見られない。文化財部局担当でありながら地域遺産を景観計画に組み込んでいる太宰府市では、地域遺産を景観形成地区の根拠としていた。一方、同じく文化財部局担当でありながら地域遺産を景観計画に組み込んでいる遠野市では、地域遺産を景観計画の先駆的事業として独立して位置付けていた。1自治体を除いていずれも補助金制度を設けており、認定後の地域遺産保護の実効性を高めていた。都市政策部局は地域遺産の管理を補助の対象に、文化財部局は住民団体の活動を補助の対象としていた。

第4章では、著者は地域遺産の成果を、認定された地域遺産と指定等文化財の関係、地域遺産と住民の関わり方から把握している。地域遺産の認定は、過半数の自治体で毎年1回は継続して行われていた。認定された地域遺産と指定等文化財の重複は少なかった。住民団体による推薦の傾向をみると、自治会など自治活動を行っている団体は複数の地域遺産を推薦しているのに対し、保存会など対象地域遺産の管理に特化している住民団体は地域遺産を1件推薦するにとどまっていた。

第5章では、著者は文化財部局が担当しており、制度の運営開始も比較的早く、住民団体による

推薦および認定後の保護に関する活動の実績が多い岩手県遠野市の遠野遺産認定制度を事例として、成果に至る具体の取り組みや地域遺産の内容を把握している。遠野遺産認定制度で推薦がみられた住民団体は、自治活動を行う自治会と、地域づくりを行う地域づくり連絡協議会が主であった。行政からは、市内各地区への出先機関である地区センターを経由して、これら住民団体への制度の紹介がなされていた。地域遺産は、生活領域および生活領域の周辺に多くあり、推薦理由では親近性と歴史性が評価されていた。寺社仏閣が地域遺産となっていることが多く、社殿・民俗芸能・ご神木をまとめて地域遺産としている事例もみられた。住民団体の地域での活動経験によって、行政と住民団体間のコミュニケーションが地区センターを通して行われ、また、住民たちは地域遺産になりうる身近なものを多く認識していたと考えられる。

(考察)

著者は、文化遺産を保護するに当たって地域遺産制度は、多様な住民団体が、それぞれの価値観に基づいて文化遺産を遺していく（たとえ学術的・客観的裏付けがなくても）ことを担保し、また、人口規模が小さく文化財保護に関する計画策定の経験がない自治体でも、地域遺産を景観計画に組み込むことで、管理の実効性を高めていることを明らかにした。景観計画に地域遺産を組み込むことは、景観重要樹木や景観重要建造物の指定に、住民団体の価値観に基づく評価を反映させることを可能とし、地域社会全体と文化遺産をつなげているともいえる。地域遺産の実績がみられた遠野市では、地域での活動経験を有する地域団体が、行政とのコミュニケーションおよび身近な文化遺産に対する認識を、それまでの活動経験から得た結果、継続的な地域遺産の推薦および管理に取り組めるようになったといえる。

このようにして著者は、文化遺産を保護するに当たって、規模の小さい自治体であっても地域遺産制度は多様な住民団体の関与を促し、その価値観を実現させる役割を果たしうることを明らかにしている。

著者は、景観計画の中で地域遺産の位置づけを明確に示すことと、従来ある住民団体への働きかけを行うことによって、文化遺産保護の実効性を高めることが可能になると結んでいる。

審査の結果の要旨

(批評)

近年、文化財の保護に当たっては、地域独自の取り組みや住民の参加の重要性が指摘されている。こうした動向を実現させるような国の取り組みもみられるが、住民参加の実績は多くないのが現状であり、その仕組みの在り方を検討することが求められている。本研究は、地域社会独自の評価に基づいて遺すべきものを認定し、残していくことを目的とした地域遺産制度を対象に、その役割と成果を明らかにしたものである。住民個人の推薦を受け付けている自治体もあるが、文化遺産の保護の実効性を考えると、推薦から管理まで住民団体に関わる方が望ましく、その仕組みとして景観計画に地域遺産を位置付けることで、それまで文化財保護などの実績が少ない自治体でも継続して取り組んでいけることが示された。これにより、地域独自の評価に基づく地域遺産の保護を、地域社会全体の計画に反映させることができるといえる。また、制度設定だけでなく、行政から地域での活動経験ある住民団体への働きかけも行うことで、保護の実効性がより高められることも示した

ことは高く評価できる。

平成30年8月31日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（学術）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。